

国民健康保険は 皆さんの支え合いで成り立っています

自営業の人、職場の健康保険に加入していない人、会社を退職した人などが、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるのが国民健康保険です。加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と、国・県・市の負担金等で運営されています。

医療給付費、長寿医療制度の支援金や介護保険の納付金支払いのためには、皆さんの保険税が欠かせません。国民健康保険事業の健全な運営にご協力をお願いします。

国民健康保険税の 算出方法について

平成20年度から、医療分と介護分に加え、長寿医療制度を支援するための後期高齢者支援金分（支援分）が設けられています。

国民健康保険税の額				
介護分 (40歳以上65歳未満のみ対象) (上限9万円) 所得割 税率1.85% 均等割 10,000円 平等割 6,000円	+	支援分 (上限12万円) 所得割 税率1.4% 均等割 6,700円 平等割 6,300円	+	医療分 (上限47万円) 所得割 税率5.5% 均等割 24,500円 平等割 26,700円

※所得割は、世帯の国保加入者全員の前年所得をもとに計算します。
 ※均等割は、加入者の人数に応じて計算します。
 ※平等割は、1世帯ごとに計算します。

年金からの特別徴収 (天引き) について

世帯主が65歳以上75歳未満で、一定の条件に該当すると、国民健康保険税が年金から特別徴収（天引き）されます。（詳しくは、広報かに21年3月1日号をご覧ください）

納税通知書を送ります

6月中旬に納税通知書（明細書）とともに21年度分1期～10期（6月から翌年3月）の納付書を送ります。

国民健康保険は、一人ひとりが被保険者ですが、世帯ごとに参加し、世帯主が納税義務者となります。そのため、世帯の中に一人でも国民健康保険加入者がいれば、納税通知書は世帯主あてに届きます。

すでに口座振替を申し込まれている方や、年金からの天引きの方には納税通知書のみを送ります。

納付は便利な口座振替で

口座振替による納付を希望される場合は、依頼書を金融機関に提出してください。依頼書は、国保年金課の窓口および市内の金融機関の窓口を用意してあるほか、納税通知書にも綴り込んであります。

※申し込まれた翌月末の納期分から振り替えを行います。

国民健康保険Q&A

Q 新たに国民健康保険に加入します。保険税の概算額を知りたいのですが？

A 国保年金課の窓口、または電話でお問い合わせください。その際、国保加入予定者全員の前年中の所得金額が分かるもの（源泉徴収票や確定申告書の控えなど）があると便利です。

Q 保険税を納めないとは？

A 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。また、通常の被保険者証の代わりに、有効期限の短い短期被保険者証や資格証明書が交付される場合があります。さらに、給付の制限や、差し押えなどの滞納処分を受ける場合があります。特別な事情により納付が困難な場合は、分割納付などもできますので、早めにご相談ください。

災害による被害や、病気、失業などで国民健康保険税を納める事が困難なときは、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

問合せ 国保年金課